

令和5年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省社会・援護局 援護・業務課）

項目名	戦没者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置等の存続	
税目	所得税、印紙税、国税徴収法	
要望の内容	<p>戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和38年法律第61号。以下「法」という。）に基づく戦没者等の妻に対する特別給付金（以下「特別給付金」という。）は、戦没者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うために支給している（10年償還の記名国債により交付。）。</p> <p>現行の特別給付金国債が令和5年10月に最終償還を迎えることから、令和5年度以降も特別給付金の支給を行えるよう法改正を行う予定であるが、従来の特別給付金制度においてとられていた</p> <p>① 特別給付金を標準として、租税その他の公課を課さない措置</p> <p>② 特別給付金に関する書類及び特別給付金国債を担保とする金銭の貸借に関する書類について、印紙税を課さない措置</p> <p>③ 特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置</p> <p>を存続することについて、要望する。</p> <p>&lt;関係条文&gt;</p> <p>○戦没者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和三十八年法律第六十一号）（抄）（差押えの禁止）</p> <p>第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。</p> <p>（非課税）</p> <p>第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。</p> <p>2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。</p>	
	平年度の減収見込額	— 百万円
	（制度自体の減収額）	（ — 百万円）
（改正増減収額）	（ — 百万円）	

<p>新設・拡充又は延長を必要とする理由</p>	<p>(1) 政策目的</p> <p>特別給付金は、先の大戦で一心同体である夫を失った大きな痛手がある上に、生計の中心を失ったことによる経済的困難とも闘ってこなければならなかった戦没者等の妻の精神的痛苦に対して、国として特別の慰藉を行うために、戦没者等の妻に支給するもの。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>本特別給付金については昭和 38 年度から継続して支給されており、戦没者等の妻の精神的痛苦はこれまでと変わるところがなく、それに対して国として特別の慰藉を行う必要性には変わりがないことから、令和 5 年度以降も支給を継続する必要がある。</p> <p>また、法第 9 条及び第 10 条において、特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。これは、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、戦没者等の妻に対して慰藉を行うという特別給付金の目的を果たすためのものである。</p> <p>非課税措置及び差押禁止措置を廃止すると、特別給付金に係る課税・差押えにより、支給対象者が法定額の満額受給出来なくなり、特別給付金の目的を果たすことが出来ない。</p> <p>したがって、施策並びに非課税措置及び差押禁止措置の存続が必要である。</p>	
<p>今回の要望（租税特別措置）に関連する事項</p>	<p>合理性</p>	<p>基本目標Ⅷ ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉のサービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること</p> <p>施策大目標 3 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>施策目標 3-1 戦傷病者・戦没者遺族等への援護、戦没者の遺骨の収集等を行うこと</p> <p>政策の達成目標 戦没者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行う。</p> <p>租税特別措置の適用又は延長期間 ー</p> <p>同上の期間中の達成目標 ー</p> <p>政策目標の達成状況 戦没者等の妻に対して、特別給付金を支給することにより、国として特別の慰藉を行うという目標が達成されている。</p> <p>有効性</p> <p>要望の措置の適用見込み 今回発行する特別給付金国債の推計件数は、約 5.5 千件。</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) 特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別給付金の支給により、戦没者等の妻に対し、特別の慰藉を行うという政策目標の達成に必要であると見込まれる。</p>

相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	地方税でも同様の要望を行っている（個人住民税等）。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	令和5年度概算要求額 59 百万円（特別給付金の支給事務費）
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、当該特別給付金の支給に要するものであり、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置を講じ、特別給付金の法定額の満額を引き続き支給することは、戦没者等の妻に対して国として引き続き慰藉を行うという特別給付金の目的を達成することにつながる。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	前回法改正（平成 25 年）以降の特別給付金に係る国債の発行件数は約 4.8 万件。
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	特別給付金にかかる非課税措置等は、制度創設当初（昭和 38 年）より講じられてきている。 ※ 直近は平成 25 年度に要望。	